



SU Partners Tax Corporation

SUレター

08
2021

熱中症がもっとも心配な季節です。今年もまだまだマスクの着用が求められ、マスク熱中症にも注意が必要ですので、お気を付けください。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



Special × feature

- ◆来年1月から印刷保存が不可になるメール添付の請求書データ
- ◆労働時間管理を行う上での注意点

来年1月から印刷保存が不可になるメール添付の請求書データ

帳簿や請求書等を電子的に保存する際の手続きが、令和3年度税制改正により抜本的に見直されました。この見直しにより利用しやすくなった一方で、**電子データで授受した請求書等の紙保存が、所得税や法人税において認められなくなります。**

電子帳簿保存法とは

(1) 電子帳簿保存法とは

帳簿書類は、原則、紙での保存が各税法において義務付けられています。

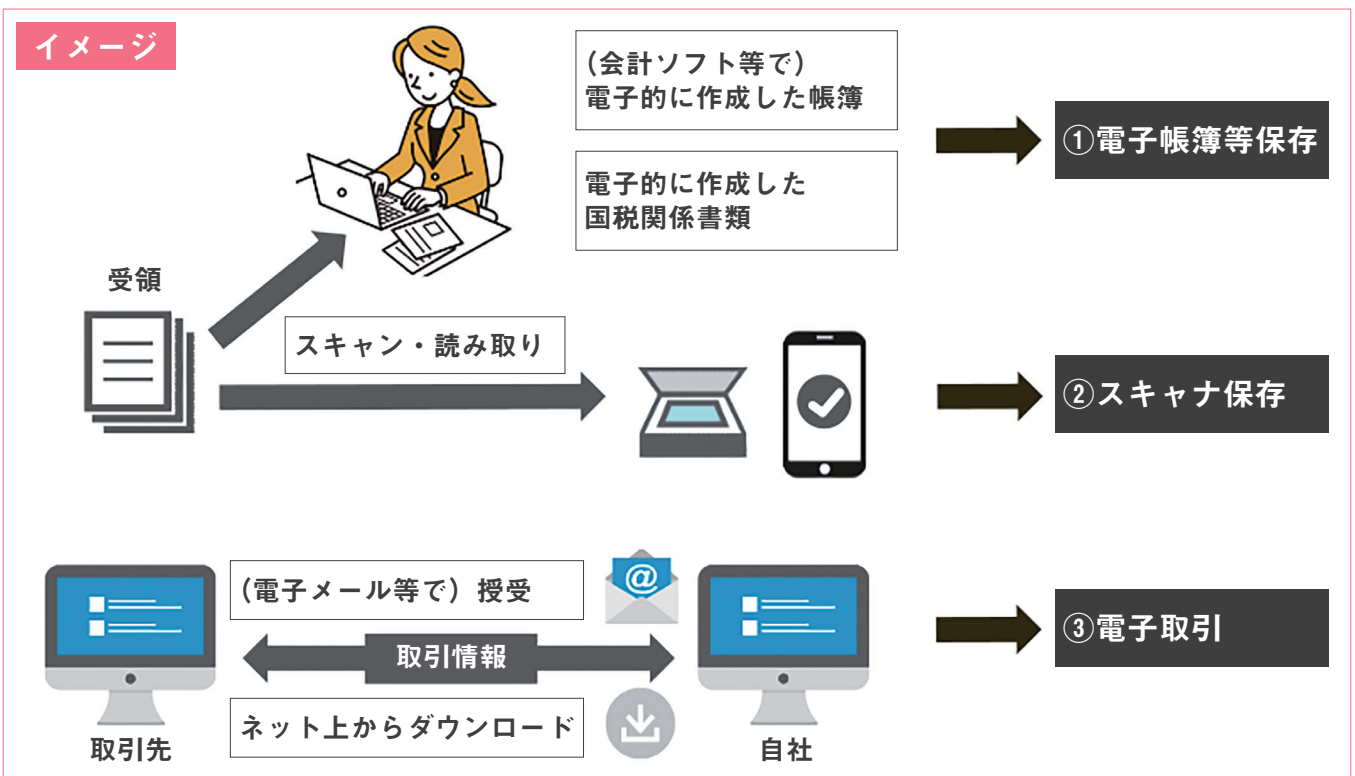
ただし、一定の要件を満たした場合には、紙での保存ではなく、電子データとして保存（以下、電子保存）することができます。この電子保存などについて定めた法律を、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下、電子帳簿保存法）」といいます。

(2) 3つの区分

電子帳簿保存法で定められている電子保存は、大きく次の3つに分かれています。

区分	概要
①電子帳簿等保存	会計ソフトなどで電子的に作成した帳簿や電子的に作成した書類を データのまま保存
②スキャナ保存	受領又は作成した 紙の書類を画像データ化して保存
③電子取引	授受した 取引情報のデータをデータで保存

それぞれのイメージは下図の通りです。



参考: 国税庁HP「電子帳簿保存法が改正されました (令和3年5月)」<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

令和3年度税制改正

令和3年度税制改正により見直された電子帳簿保存に関する改正は、次の通りです。

(1) 電子帳簿等保存

電子帳簿等保存に関する改正項目は、主に次の3つです。

項目	概要
①承認制度の廃止	これまで必要であった事前承認が不要に
②最低限の要件を満たせば電子保存が可能	複式簿記による記録であれば、最低限の要件を満たすことで、電子保存をすることが可能に
③優良な電子帳簿であればペナルティが軽減	従来とほぼ同様の保存要件を満たしている「優良な電子帳簿」に該当し、かつ、一定の届出書を提出しているときは、 <ul style="list-style-type: none"> 過少申告加算税5%軽減 65万円の青色申告特別控除の適用が可能

(2) スキャナ保存

スキャナ保存に関する改正項目は、主に次の4つです。

項目	概要
①承認制度の廃止	これまで必要であった事前承認が不要に
②要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> タイムスタンプの付与期間が最長約2か月以内に 受領者等の自署が不要に 検索要件の緩和 一定のクラウド等を利用することでタイムスタンプが不要に

③要件の廃止	相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等の適正事務処理要件が廃止（スキャン後即原本廃棄が可能に）
④不正によるペナルティ加重措置	電子保存に関して不正があったときは重加算税10%加重

(3) 電子取引

電子取引に関する改正項目は、主に次の3つです。

項目	概要
①要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> タイムスタンプの付与期間が最長約2か月以内に 検索要件の緩和* <small>(※)基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合で一定の要件に該当するときは検索要件すべて不要</small>
②書面印刷による代替保存の廃止	所得税や法人税において電子取引の取引情報を紙に印刷して保存する代替制度が廃止（消費税は引き続き可能）
③不正によるペナルティ加重措置	電子保存に関して不正があったときは重加算税10%加重

(4) 施行日

いずれの改正も原則、2022年1月1日施行となっています。

今回の改正で、実務に最も影響が大きいと考えられるのは、上記(3)②です。たとえば、電子メールで請求書データを受け取り、それを紙に印刷して保存されている事業者にとっては、来年1月から所得税や法人税において認められなくなります。ご注意ください。

参考:

国税庁 HP 「電子帳簿保存法が改正されました (令和3年5月)」

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

財務省 HP 「令和3年度税制改正」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei21/index.htm

労働時間管理を行う上での注意点

昨年11月に実施された「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果が公表されました。この実施結果から、労働時間管理を行う上で注意すべき事項を確認します。

主な違反内容

このキャンペーンは、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる事業場等、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して監督指導が実施されたものです。

今回、重点監督の対象となった9,120事業場のうち、6,553事業場（全体の71.9%）で労働基準関係法令の違反がありました。主な法違反は、「違法な時間外労働があったもの」が2,807事業場（全体の30.8%）、「過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの」が1,829事業場（全体の20.1%）、「賃金不払残業があったもの」が478事業場（全体の5.2%）となりました。

この中で、一番違反の多かった労働時間について、典型的な違反内容は次の通りです。

1. 労働基準法第32条

- 時間外労働を行う場合、事業場単位で時間外・休日労働に関する協定（36協定）を締結していない。
- 過半数代表者の選出が適正に行われていない等で、36協定が無効である。
- 時間外労働を行う場合、36協定で定める限度時間の範囲を超えて時間外労働をさせている。
- 36協定で定める手続きを行わず、特別条項に基づく時間外労働をさせている。

2. 労働基準法第36条第6項

- 時間外労働の上限規制を守っていない。

労働時間の適正な把握

今回の9,120事業場のうち、1,528事業場（全体の16.8%）に対して、労働時間の把握が不適正であるため、労働時間適正把握ガイドラインに適合するように指導が行われています。指導事項で多かった上位2つは、「始業・終業時刻の確認・記録」と自己申告制による場合の「実態調査の実施」となっています。

「始業・終業時刻の確認・記録」では、労働時間を適正に把握するため、会社は従業員の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録することが求められています。

また、自己申告制による場合の「実態調査の実施」では、自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かを、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正を行う必要があります。また、自己申告した労働時間を超えて事業場内に残っている時間について、その理由等を従業員に報告させる場合、その報告が適正に行われているかを、会社は確認する必要があります。

以前は、賃金不払残業の指導が主となっていましたが、近年は時間外労働の協定内容や手続きに着眼点が置かれるようになり、労働時間の把握も指導事項として多くみられます。自社の実務運用に問題がないか確認を行い、問題点は早急に改善しましょう。